

## インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書

複雑で厳しい国際環境において、我が国の外交政策等が的確な情報に基づき決定・実施されるよう、情報収集・分析を行うインテリジェンス機関の機能を強化することは極めて重要である。

他方で、過去には、インテリジェンス機関の違法な活動により人権が侵害された例があり、同機関に対する民主的統制は必要と考える。

海外主要国では、インテリジェンス機関に対する民主的統制を行う専門の組織があり、人権侵害を防止するとともに、インテリジェンス活動への信頼を高めている。しかし、日本ではこうした組織が欠けており、同活動に対する信頼が醸成されにくい環境となっていると考える。

そうした中、第221回特別国会で、民主的統制組織の設置の検討や、インテリジェンス機関による人権侵害を防止するための仕組みについての検討がされぬまま、「国家情報会議設置法」が成立した。

よって、政府に対し、インテリジェンス活動によって国民の権利利益が不当に制約されることを制度的に防止し、インテリジェンス機関への国民の信頼を醸成してインテリジェンス機能を強化するため、同機関に対する民主的統制を行う専門組織を設置することについて速やかに検討するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。